

《小山町から転出される方へ》

小山町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。
 転入届は、新住所地の市区町村役場で届出をしてください。

- ★ 転入届に必要なもの ⇒
1. 転出証明書
 2. 本人確認書類（運転免許証等）
 3. 印鑑（認印可）
 4. 年金手帳（加入者のみ）

- ★ 届出期間⇒実際に新しい住所地に住み始めた日から 14日以内
 （14日以内に転入手続きを行わない場合、過料に処せられることがあります。）

	小山町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	☆ 転出(予定)日をもって小山町での登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証はお返してください。 ☆ 転出(予定)日の前日までは、カードを添えて印鑑登録証を申請する事ができます。 ☆ <p style="text-align: center;">【住民課】 Tel76-6101</p>	★ 必要な方は、新たに登録手続きをして下さい。
ド 住民基本台帳カード	☆ 新しい住所地で継続利用ができます。 ☆ 転出の特例を受けます。住基カードを添えて、郵送もしくは住民課・各支所窓口で手続きして下さい。（カードの返納はありません。） <p style="text-align: center;">【住民課】 Tel76-6101</p>	★ 新住所地で住基カードを持参のうえ、暗証番号を入力して転入して下さい。 ★ 住所を裏書きしてもらってください。
国民健康保険	☆ 転出年月日をもって小山町での資格がなくなります。保険証はお返し下さい。 ☆ 高齢受給者証をお持ちの方は、保険証と合わせてお返し下さい。 ☆ 保険料は加入月数に応じて再計算し、納付額が変わる場合は、後日通知します。 <p style="text-align: center;">【住民課】 Tel76-6100</p>	★ 改めて、加入手続きをして下さい。 ★ 加入者のいる世帯に転入する場合は、その保険証を持参して下さい。 ※ 転出日と転入日が違うとき、保険料額に変更がある場合があります。
医療・福祉等	☆ 後期高齢者医療、重度障害者医療、子ども医療、母子家庭等医療の各受給者証を返却するとともに、担当課で所定の手続きをして下さい。 後期高齢者医療 【住民課】 Tel76-6100 重度障害者医療 【健康福祉課】 Tel76-6666 こども医療 【健康福祉課】 Tel76-6668 母子家庭等医療【こども育成課】 Tel76-6126 ☆ 身体障害者手帳をお持ちの方は、健康福祉課で所定の手続きをして下さい。 ☆ 特別児童扶養手当を受給している方は、健康福祉課で所定の手続きをして下さい。	★ 健康保険証等を持参して、それぞれ必要な手続きをしてください。 ★ 後期高齢者医療の方は、負担区分証明書を添えて手続きしてください。 ★ こども医療については、転入先で、保護者の所得確認書類の提出が必要な場合がありますので、事前に転入先の市区町村に確認の上、手続きして下さい。
介護保険	☆ 介護保険証をお持ちの方はお返しください。要介護認定を受けている方は受給資格証明書をお受け取り下さい。 ☆ 介護保険料は加入月数に応じて再計算し、納付額が変わる場合は、後日通知します。 <p style="text-align: center;">【健康福祉課】 Tel76-6669</p>	★ 新たに加入手続きをして下さい。 ★ 要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を添えて手続きして下さい。

	小山町での手続き	新住所地での手続き
児童扶養手当 児童手当	<p>☆児童手当 こども育成課で受給事由消滅届の手続きをして下さい。</p> <p>☆児童扶養手当 こども育成課で所定の手続きをして下さい。 【こども育成課】 Tel76-6126</p>	<p>★ 新たに認定請求が必要です。受給者の保険証・印鑑・口座番号がわかるものを持参のうえ、15日以内に手続きして下さい。</p>
中学校 小学校	<p>転入学通知書をお渡ししますので、在学していた学校へ提出して下さい。</p> <p>【こども育成課】 Tel76-6122</p>	
水道	<p>☆ 上水道、下水道の休止届出を上下水道課又は各支所窓口で行ってください。(下水道は須走地区のみ)</p> <p>☆ 電話による届出も受け付けます。 ※受付時間は、月～金 (土日・祝日・年末年始除く) 8:30～17:15</p> <p>☆ <u>認印と休止手数料は不要です。</u> ※休止届出後メータを確認し前回の検針後から転出日までの差額については、納付書によって精算していただきます。 【上下水道課】 Tel76-6125 【須走支所】 Tel75-2211</p>	<p>★ 新たに開始の手続きが必要となります。</p>
畜犬登録	<p>☆ 転出年月日を連絡して下さい。 【総務課】 Tel76-6130</p>	<p>★鑑札・愛犬手帳を持参し、市区町村又は保健所にて必要な手続きをして下さい。</p>
機貸与 無線放送個別受信	<p>☆ 受信機を役場本庁または各支所に返還して下さい。</p> <p>☆ 自衛隊官舎、県営住宅及び町営住宅については、部屋番号で管理していますので、そのまま結構です。 【地域防災課】 Tel76-6111</p>	
町営住宅	<p>☆ 都市整備課で、転出にともなう所定の手続きをして下さい。 【都市整備課】 Tel76-6105</p>	

新住所地での手続きは、市区町村により異なりますので、詳しくは市区町村役場へお問い合わせください。

※転出証明書の新住所・異動日に変更があったとき

転出証明書はそのままお使いいただけます。新住所地で転入届をする際に変更があったことを申し出てください。

※転出届をした後に取りやめになったとき

転出証明書、印鑑、本人確認書類を持参して、小山町役場住民課又は各支所で転出取消の手続きをしてください。

※海外へ転出される方へ

転出証明書は発行されません。なお帰国して転入届をする際には、「戸籍謄(抄)本」・「戸籍の附票」・「パスポート」をご持参ください。